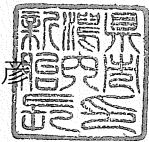


胎内市公告第 30 号

胎内農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により次の場所に備えて縦覧に供する。

令和6年12月20日

胎内市長 井畑 明彦



縦覧場所

胎内市役所 農林水産課（胎内市新和町2番10号）

胎内市ホームページ